

## 第4期城陽市障がい者計画（原案）に係る意見及び意見に対する考え方等について

No.	ページ		項目	意見の要旨	意見に対する考え方	対応
1	第1章	4	(3) 計画期間	(3) 計画期間の表に関して、障がい者計画にだけ「第〇期」の後に「障がい者計画」とあり、他の2つと不統一	統一するためにそれぞれ「第3期」、「第4期」と修正。	修正
2	第4章	-	施策の方針	「施策の方針」の「今後の方向」に関して、具体的に数値目標を入れた方がよいと思う	数値目標については、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」において、計画値を示していることから、障がい者計画では「今後の方向」のみ示すこととして、修正は行わない。	-